

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 27日

広島市長

提出者

住所 広島市安芸区矢野南1丁目18番16号

氏名 川崎興産株式会社

代表取締役 川崎 義則

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-888-0222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	川崎興産株式会社
事業場の所在地	広島市安芸区矢野南1丁目18番16号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	一般土木建築工事業
②事業の規模	元受工事高 3733万
③従業員数	11名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生（工事現場）→ 収集・運搬 → 処分（処理業者）

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(4 年度) 実績量
 計画:今年度(5 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	33	31										33	31			33	31			
紙くず																				
木くず	259	258										259	258			259	258			
繊維くず	5	4										5	4			5	4			
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類	838	830										838	830			838	830			
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
石膏ボード	17	16										17	16			17	16			
建設混合廃棄物	9	8										9	8			9	8			
石棉含有廃棄物	4	3										4	3			4	3			
合計	1165	1150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1165	1150	0	0	1165	1150	0	0	0

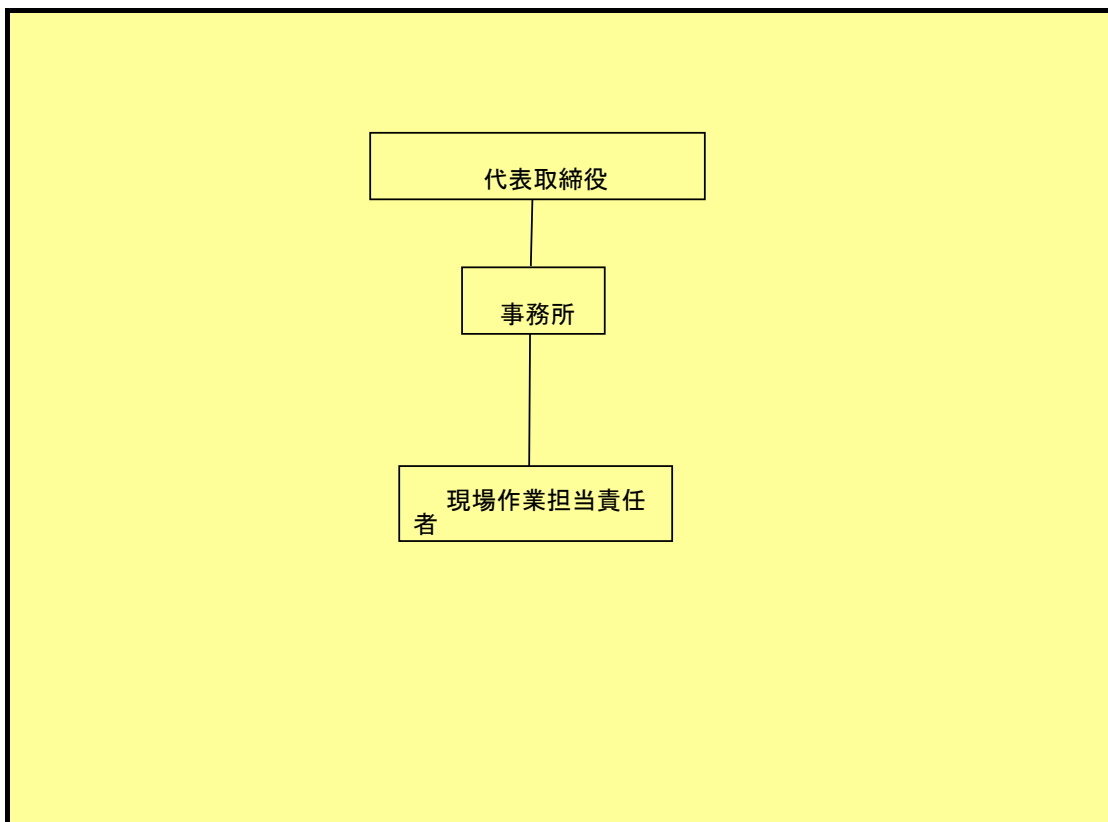
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	施主様には事前に大型ゴミ等、処分施設に搬入してもらい 廃棄物の抑制を図った
②計画 (今後実施する予定の取組)	同様に抑制に努める。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>コンクリート殻・アスファルト・木くず・繊維くず・廃プラスチック・石膏ボード等は各現場にて種類ごとに細かく分別する。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>同様に分別作業をする。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施する予定なし。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施する予定なし。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施する予定なし。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>収集業者及び処分業者との適正な委託契約を終済している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後とも今までと同様に適正な委託契約書の締結に努める。</p>